



# 福祉車両の レンタカー料金を補助します

外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、レンタカー事業者から車いすやストレッチャーのまま乗り降りができる車両を借り受けた際の利用料金を補助する事業です。

※令和2年4月1日以降のご利用が補助対象です。



対象者…志木市内に居住する本会会員で、車いすやストレッチャーを使用しているため、他の交通機関の利用が困難な者及びその者の親族等



補助額…福祉車両の利用料金の5分の4（100円未満の端数は切り捨て）  
月額10,000円まで

※保険料や燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、利用予約取消料などの費用は補助金対象外です。

## 申請方法

- ・以下の書類を窓口に直接又は郵送で利用した月から3月以内にご提出ください
- 所定の申請書（本会ホームページからダウンロードできます）
- レンタカー事業者が発行した領収書及び利用日、利用車両などの利用内容が記載された書類の写し
- 申請者（福祉車両を借りた人）の身分証明書の写し
- 利用者の身体障害者手帳又は介護保険被保険者証等の写し

## 申請窓口・問合せ先

 社会福祉法人志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

住所：志木市上宗岡1-5-1

電話：048(474)6508 FAX：048(475)0014

Mail：[vc@shiki-syakyo.or.jp](mailto:vc@shiki-syakyo.or.jp)

HP：<http://www.shiki-syakyo.or.jp/>



ホームページ  
QRコード